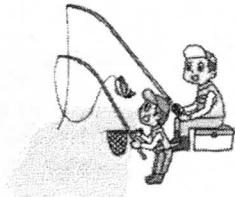


広報まめじま 6月

回観 大豆島交番
026-221-9272
作成 井口 佳子



夏期の水難事故防止



水難は、例年6月から8月にかけて多く発生しています。

過去には、子供のみで川遊び中に流されたり、県外の海で遊泳中に溺水する水難も発生しています。

「水」に対する危険性について家族や仲間と話し合い、地域全体で改めて危険箇所を点検するとともに、魚釣りや水遊びの際には、ライフジャケットを着用するなど、必要な安全対策を行いましょう。



ライフジャケットを着けていると安心だね！

水難に遭わないために・・・

子供から目を離さない

過去には、親や保護者が付近にいながら、子供から目を離した隙に、池等に転落する水難が発生しています。子供は活動的で常に動き回ることを念頭に、子供を遊ばせる時は、周囲に危険箇所がないかを確かめ、目を離さないようにしましょう。

魚釣りや水遊びは複数で

一人で魚釣りや水遊びに出掛けると、万が一水難に遭った際に助けを呼ぶことができません。なるべく複数人で出掛けるとともに、ライフジャケットを着用しましょう。また、子供だけで遊んでいる場合は、周囲にいる人が注意してあげましょう。

危険箇所の点検を

普段は干上がっている河川敷でも、局地的な豪雨によって短時間で水位が上昇する場所があります。各家庭や地域等で、危険箇所を点検するとともに、危険箇所の管理者に事故防止施設の設置を要望するなど、安全対策を講じましょう。

不法就労防止！

知らなかつた・・・じゃ済まされない！

近年は、精巧な偽変造旅券や偽造在留カード等の各種偽造証明書を行使するなどの不法入国者や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者が増加しています。

外国人雇用の際は、在留資格等をよく確認し、不法就労をさせないよう注意しましょう。

外国人雇用や在留資格等に関する相談・問合せは、出入国在留管理庁又は最寄りの警察署にお願いします。

不法就労となるのは以下の通りです。

1 不法滞在者による労働

例) 密入国した人やオーバーステイの人が働くこと

2 出入国在留管理庁の許可のない労働

例) 観光や知人宅訪問の目的で入国した人が働くこと

例) 留学生が許可を受けずに働くこと

3 出入国在留管理庁の認める範囲を超えた労働

例) 料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場等で働くこと

*「永住者・特別永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」以外の在留資格者は、働く場所や仕事の内容が限定されます！！

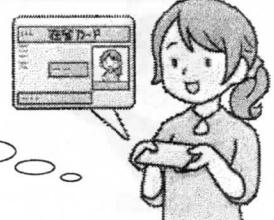
注意

不法就労をさせると雇用主も罰せられます！

★不法就労させたり、不法就労をあっせんした者
「不法就労助長罪」（3年以下の懲役、300万円以下の罰金）

★職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり、虚偽の届出をした者
「労働施策総合推進法違反」（30万円以下の罰金）

在留カード
必ず確認しましょう！



電話でお金詐欺(特殊詐欺)通信

詐欺被害急増中!

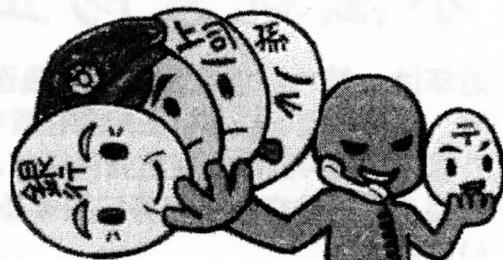
この電話番号は、犯罪に
使用されているため停止します



警察署
です

口座を調査
します

- ①家族や誰にも言わないことを指示する
- ②インターネットバンキングの契約を指示する
- ③お金を1つの口座にまとめるよう指示する



対策方法

- ★ 050のIP電話・国際電話は出ない
- ★ 警察の電話番号の下4桁は0110です。
それ以外の警察の電話は偽物の可能性があります。
- ★ 誰でもいいので必ず相談しましょう。



お問い合わせ先
長野中央警察署 ☎026-244-0110